



県章

山形県公報

平成30年11月27日（火）

第2998号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1113
- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…1114
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…1115
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）… 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…1116
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（林業振興課）…1117
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（ 同 ）… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（ 同 ）… 同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（庄内総合支庁建設総務課）…1118
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同

教育委員会関係

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………1119

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1124
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監 査 委 員）…1129

告 示

山形県告示第836号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成30年12月4日山形市に招集する。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第837号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名3-FEA、3-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名4-FEA、4-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド（通称名Cyclopropyl fentanyl）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

平成30年11月24日

山形県告示第838号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユースタイルラボラトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	土屋訪問介護事業所 山形 山形市大手町5番4号 レジデンス霞城202号室	居 宅 介 護	平成30.10.16
ユースタイルラボラトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	土屋訪問介護事業所 山形 山形市大手町5番4号 レジデンス霞城202号室	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第839号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所 山形 山形市大手町5番4号 レジデンス霞城202号室	訪 問 介 護	平成30.10.16

山形県告示第840号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社マーケティング・トレジャー	うさみ調剤薬局 西村山郡河北町谷地字月山堂165番地の7	居宅療養管理指導	平成30.10.31

山形県告示第841号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社マーケティング・トレジャー	うさみ調剤薬局 西村山郡河北町谷地字月山堂165番地の7	介護予防居宅療養管理指導	平成30.10.31

山形県告示第842号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	9者	山形市大字古館字替所1548番1ほか18筆
上山市	10者	上山市下生居字谷地337番ほか40筆
山辺町	1者	東村山郡山辺町大字山辺字鶴田1255番
中山町	4者	東村山郡中山町大字長崎字中原8792番ほか10筆
寒河江市	2者	寒河江市大字寒河江字菖蒲沼丙1461番5ほか9筆
河北町	1者	西村山郡河北町谷地字月山堂1103番ほか2筆
朝日町	4者	西村山郡朝日町大字三中字本能中乙19番1ほか64筆
尾花沢市	10者	尾花沢市大字下柳渡戸字中道1138番ほか48筆

大石田町	1者	北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字六人ト1197番ほか2筆
金山町	5者	最上郡金山町大字下野明字前田表1969番ほか77筆
最上町	7者	最上郡最上町大字富沢字大沢口5281番ほか36筆
真室川町	2者	最上郡真室川町大字平岡字漆坊236番6ほか4筆
米沢市	2者	米沢市大字李山字八ヶ代8402番1ほか7筆
南陽市	4者	南陽市坂井字中島864番ほか7筆
高島町	14者	東置賜郡高島町大字時沢字野下375番2ほか137筆
飯豊町	20者	西置賜郡飯豊町大字中字酒町東3523番ほか174筆
鶴岡市	23者	鶴岡市八色木字荒落169番ほか200筆
三川町	2者	東田川郡三川町大字横川字家岸156番8ほか13筆
遊佐町	2者	飽海郡遊佐町当山字北向16番ほか13筆

2 認可年月日

平成30年11月19日

山形県告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

上山市土地改良区

2 事務所の所在地

上山市金生東二丁目15番26号

3 認可年月日

平成30年11月13日

山形県告示第844号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

最上川土地改良区

2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

3 認可年月日

平成30年11月13日

山形県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - (3) 保安林解除の理由
道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 保安林解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市成興野字寺沢1-1、1-67、1-69、1-71から1-99まで、1-102から1-105まで、2-1、3-2、4-2、5-2、9-1から9-10まで、字箕輪1-290から1-292まで、1-294、1-305から1-308まで、1-316、1-340から1-352まで、1-353、1-354から1-368まで、1-903、1-904、臼ヶ沢字西山1-69、1-71から1-74まで、1-110、1-176から1-189まで、山寺字侍楯2-4から2-7まで、2-9から2-13まで、2-15、2-16、2-28、2-46、字長四郎山179、182、182-1、183、184、200から203まで、204-1、206から208まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字姥ヶ沢1、1-1、2、2-1、3、3-1、4、4-1、5、6、6-1、7、7-

1、8、8-1、10、11、11-1、12、12-1、13、13-1、14-1、15、18

(2) 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市区字八森19-4、19-6、大蔵字水上29、30、80、81、89-1、北青沢字小屋淵16-1から16-5まで、字家ノ前190-2、208から210まで、211-1、211-3、214、216、上青沢字熊沢15-3、15-5、15-10から15-13まで、字尾台5-3、福山字内山24-20、24-57、赤剥字前山35から37まで、39-3、39-4、41-1、41-4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第848号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市馬場町12番10から
同 3番9まで（上り線に限る。）
鶴岡市馬場町5番2から
同 11番3まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 平成30年11月27日

山形県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市浜中地内
- 2 公共測量を実施する期間

平成30年11月12日から同年12月21日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第18号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第3項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財の指定を解除した。

平成30年11月27日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	解 除 年 月 日
彫刻の部	木造聖徳太子立像	1 軀	宗教法人 本山慈恩寺	寒河江市大字慈恩寺	平成30年10月31日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンター賃貸借サービス 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 落札者を決定した日 平成30年10月4日
- 落札者の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 落札金額 417,960,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年8月24日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	住宅形式 3K 1戸当たり 住戸専用 面積 44.4 平方メートル	2	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,700	19,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	2	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 3号	同 17-25	同	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,700	19,700	
同 5号	同 17-17	同	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同	同	同	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 2号	同 2-50	同	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同	同	同	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 3号	同 2-46	同	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桧町アパー ト2号	同 桧町四丁 目12-20	同	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	3	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	
同 3号	同 8-28	同	1	同	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500	

同 深町アパー ト1号	同 深町一丁 目7-39	同	62.6	1	同	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700		
同 きたまちア パート2号	同 桧町三丁 目2-12	2LDK	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100		
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600		单身可
同 十日町アパ ート	同 十日町一 丁目7-13	3DK	65.6	1	一般用	29,100	33,600	38,400	43,300	49,500	57,100		
同 飯塚住宅3 号	同 飯塚町 1353-1	2DK	55.4	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		单身可
同	同	3DK	67.0	1	同	27,300	31,600	36,100	40,700	46,500	53,700		
同 土屋倉アパ ート2号	同 土屋倉アパ ート2号	同	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900		
同 鷲ヶ袋アパ ート2号	同 旭町二丁 目7-2	同	55.7	1	同	13,800	15,900	18,200	20,600	23,500	27,100		
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700		
同 5号	同 10-15	同	67.7	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700		
同 交り江アパ ート1号	同 交り江アパ ート1号	同	62.8	2	一般用	17,200	19,900	22,800	25,700	29,300	33,900		
同 天童駅西ア パート2号	同 天童駅西二丁 目2-30	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800		
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,600	36,400		
同	同	同	64.2	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900		
同 天童南部ア パート2号	同 南町三丁 目18-2	3LDK	79.9	1	同	29,400	33,900	38,800	43,700	50,000	57,700		

同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600	
同 3号	同	同	64.6	2	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,700	33,100	
同	同	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	单身可
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 東根中央ア パート3号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,600	
同 大石田アパ ー	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	
同	同	同	59.4	1	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年12月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、平成30年12月7日までの消印のあるもの限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成31年2月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分の家賃に相当する額
同 2号	同 19-28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 東部アパート1号	同 朝陽町6-25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6-6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパート1号	同 茅原字草見鶴16-1	同	63.5	5	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	4DK	71.5	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	61.0	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同	同	同	64.2	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパート1号	同 城南町9-34	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同 未広アパート1号	同 未広町23-63	2LDK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 3号	同 23-60	同	69.3	3	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	

同 大西町住宅 同 9-2	同 大西町21 同 9-2	同	68.3	1	同	24,400	28,200	32,200	36,400	41,600	48,000	
同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	
同	同	同	51.2	3	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	
同	同	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	单身可
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	5	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	
同 こがね住宅	同 こがね町 一丁目21-1	2DK	63.5	1	同 特定目的用 (身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 こがねアパ ー ト1号	同	3DK	63.5	2	同 一般用	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同	同	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	

同 2号	同	同	69.2	6	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同 3号	同	同	67.0	2	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	
同 北新町アパ 一ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	2	同	19,800	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
同	同	3DK	64.3	3	同	23,200	26,800	30,600	34,600	39,500	45,600	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同	同	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500	
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同	同	同	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年12月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成30年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成31年2月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により山形県知事、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から平成30年8月21日及び同年9月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年11月27日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
最上総合支庁産業経済部	前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	毎月1回（職員会議：第3火曜日）、産地研究室長及び開発研究専門員が財務システムにより、支出何起案済で未払いのデータ等を確認するとともに、農林大学校総務課（産地研究室の事務を兼務）でも同様に毎月1回の打合せ時に確認する二重チェック体制とし、またそのような案件があった場合は、庶務担当者に速やかに手続きを行うよう指導することとした。
村山総合支庁総務企画部	収入の調定が適切でないものがある。	収入調定が必要な案件と該当年度を一覧化した。また、その一覧を担当内で共有し、収入調定の遅延や漏れを防止している。
村山総合支庁産業経済部	工事施工管理が適切でないものがある。	工事費が少額であり、完成検査復命書の作成が省略できるものであっても、特別な理由により実地において検査できない場合を除き、現地検査が必要であることを部内職員に対し周知徹底した。 また、設計書に添付する「設計書チェックシート」に「現地検査の実施」の欄を追加して確実に現地検査を行うよう徹底を図っている。
村山総合支庁建設部	前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	県土整備部で作成している統一の「設計書チェックリスト」を活用し、複数人でのチェックを行い、審査体制の強化を図る。 また、特に誤りの多い積算システムの入力部分の情報について、整理・共有し、審査の重点化を図る。 加えて、入力事務ミスを受けて県土整備部において積算システムの改修作業が予定されていることから、これに合わせて改修要望を行っていく。

庄内総合支庁産業 経済部	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>補助金交付事務の執行に当たっては、補助金に係る「事務執行チェックシート」を事務担当者と業務管理者が共有するとともに、執行状況について、月1回程度、業務総括者、所属長が事務の進行状況を確認していくこととする。</p> <p>また、災害査定を受けた段階では、その後の事務執行が未定である補助金の場合、判明した段階で後段の予定を埋めていくことを徹底する。</p> <p>是正改善を要すると認められた事項については、指摘を受けた所属に限らず、部内の各所属へ周知し、所属職員に注意を喚起することで再発防止に努める。</p>
最上電気水道事務所	契約事務が適切でないものがある。	<p>契約事務の執行に当たっては、支出予定金額について、複数職員で確認を徹底することにより、内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。</p>
河北病院	前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	<p>職員のスキル向上の観点から、これまでの指摘・注意事項の原因と対応事例等を、より具体的にまとめた担当職員向けの事例集を作成し、活用していく。</p> <p>また、各種手当等の届出・処理の漏れを防止するため、職員の現状を届け出る様式を新たに作成し、年度当初においては新規採用者及び異動者からの提出を必須とする。</p>
こころの医療センター	執行管理体制が適切でないものがある。	<p>休暇等を取得した職員の勤勉手当期間率の算定に当たっては、これまでの主担当者と点検担当者の体制を改め、両担当者がそれぞれ算定し、算定結果に誤りがないか確認する。</p>